

令和6年度
会津若松市職員
(高校・短大卒程度及び保育士)
採用候補者試験 受験案内

会津若松市では、明日の会津若松市を担う

【志高く快活で、地域とともに、未来を切り拓く 職員】

を目指す、以下の資質を備えた人材を求めます。

- (1) 地域を支える市の職員としての強い責任感と高い倫理感
- (2) 他者と積極的に関わり、協働して物事に取り組む意識
- (3) 地域や組織、自分自身の課題の発見に努める向上心とその課題の解決のために主体的に取り組める行動力

今回の採用試験のポイント

- 1 昨年度より、保育士の年齢要件を27歳までから32歳までに引き上げ、より多くの方々に受験いただける受験資格となっています。
- 2 高校・短大卒程度・事務職（行政）において、障がい者手帳等をお持ちの方を対象とした、障がい者特別枠を実施します。
- 3 今年度より、高校・短大卒程度及び保育士の第二次試験において実施していた集団討論試験を廃止しました。
- 4 職種により第一次試験の試験種目が異なります。詳細は「4 試験の方法及び内容等」をご覧ください。

1 第一次試験日：9月29日（日）

高校・短大卒程度 事務職（行政）
高校・短大卒程度 事務職（行政）【障がい者特別枠】
保育士

申込受付期間：8月1日（木）～9月9日（月）

2 試験職種、採用予定人数及び職務内容

試験職種	採用予定人数	職務内容
高校・短大卒程度 事務職（行政）	3名程度	市長部局（本庁、出先機関）、各行政委員会等で一般事務に従事します。
高校・短大卒程度 事務職（行政） 【障がい者特別枠】	1名程度	市長部局（本庁、出先機関）、各行政委員会等で専門技術的業務に従事します。
保育士	3名程度	保育所等で保育業務に従事します。

3 受験資格

次の（１）から（３）までのすべての要件を満たす者

（１）次のいずれかに該当する者

- ア 日本国籍を有する者
- イ 出入国管理及び難民認定法別表第２に掲げる在留資格をもって在留する者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に定められている特別永住者

（２）次のいずれにも該当しない者

- ア 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（３）下記に記載したそれぞれの試験職種の受験資格に該当する者

試験職種	受験資格
高校・短大卒程度 事務職（行政）	平成１５年４月２日から平成１９年４月１日までに生まれた者
高校・短大卒程度 事務職（行政） 【障がい者特別枠】	平成１５年４月２日から平成１９年４月１日までに生まれた者で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のうちどれか一つ以上の交付を受けている者
保育士	平成４年４月２日以降生まれの者で、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する者又は令和６年度中に同資格・免許を取得する見込の者

※ 高校又は短大卒業（卒業見込）は受験資格ではありませんので、その他の要件さえ満たしていれば学歴にかかわらず受験できます。

4 試験の方法及び内容等

(1) 第一次試験

- ※ 第一次試験はマークシート方式になりますのでHBの鉛筆及び消しゴムを持参してください。
- ※ いずれの筆記試験も**常用の活字印刷文**による試験です。

ア 高校・短大卒程度・事務職（行政）

試験種目	内容
教養試験	時事、社会・人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力についての高校卒程度の筆記試験（マークシート方式）

イ 高校・短大卒程度・事務職（行政）【障がい者特別枠】

試験種目	内容
教養試験	時事、社会・人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力についての高校卒程度の筆記試験（マークシート方式）

ウ 保育士

試験種目	内容
教養試験	時事、社会・人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力についての高校卒程度の筆記試験（マークシート方式）
専門試験	社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健・障害児保育についての筆記試験（マークシート方式）

(2) 第二次試験（全職種共通）

試験種目	内容
集団面接試験	集団面接により、専門的知識等も含め、人物を総合的に評価する試験
作文試験	課題に対する知識や見解等の表現能力についての記述試験
適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査

- ※ 作文試験は**常用の活字印刷文**による試験です。
- ※ 作文試験は第二次試験で実施しますが、評価は第三次試験で行います。
- ※ 過去の作文試験の課題は、市のウェブサイトに掲載してあります。
- ※ 適性検査については、第一次試験合格者に対して、WEBテストの受験案内を送付します。WEBテストは、ご自身の所有するパソコンなどから受験可能です。

(3) 第三次試験（全職種共通）

試験種目	内容
個別面接試験	公務員としての資質等、職員として求める人物を評価する試験

- ※ 各試験の合格者は、総合得点の高い順に決定されますが、合格基準に達しない試験種目が一つでもある場合には、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。また、各試験の順位にかかわらず、一定程度の成績に達しない場合は不合格となる場合もあります。

5 試験期日、合格者発表及び試験会場

(1) 第一次試験の日時及び合格者発表

試験職種	期日・時間	試験会場	合格者発表
高校・短大卒程度 事務職（行政）	令和6年9月29日（日） 受付 指定した時間 教養試験 10：00～12：00	会津若松市栄町3-50 生涯学習総合センター3階	令和6年10月上旬（予定）に市役所前の掲示場に掲示するほか、受験者全員に合否を通知します。
高校・短大卒程度 事務職（行政） 【障がい者特別枠】	令和6年9月29日（日） 受付 指定した時間 教養試験 10：00～12：00		
保育士	令和6年9月29日（日） 受付 指定した時間 教養試験 10：00～12：00 専門試験 13：10～14：40		

- ※ 試験会場は変更となることがあります。
- ※ 遅刻した場合は、特別の事情がない限り、試験開始後の受験は認めません。
- ※ 生涯学習総合センターの駐車場は、駐車台数に限りがあり有料です。
- ※ 試験会場は、禁煙です。
- ※ 受付時の過密を下げる目的から、受付時間は受験票により、申込者ごとに指定いたします。

(2) 第二次試験

期日	試験会場	合格者発表
令和6年10月下旬 （予定）	会津若松市栄町3-50 生涯学習総合センター （予定）	令和6年11月上旬（予定）に市役所前の掲示場に掲示するほか、受験者全員に合否を通知します。

- ※ 試験会場は変更となることがあります。
- ※ 遅刻した場合は、特別の事情がない限り、試験開始後の受験は認めません。
- ※ 生涯学習総合センターの駐車場は、駐車台数に限りがあり有料です。
- ※ 試験会場は、禁煙です。

(3) 第三次試験

期日	試験会場	合格者発表
令和6年11月下旬 （予定）	会津若松市追手町2-41 追手町第二庁舎 （予定）	令和6年12月上旬（予定）に市役所前の掲示場に掲示するほか、受験者全員に合否を通知します。

- ※ 試験会場は変更となることがあります。
- ※ 遅刻した場合は、特別の事情がない限り、試験開始後の受験は認めません。
- ※ 試験会場の駐車場は駐車台数に限りがあります。
- ※ 試験会場は、禁煙です。

6 受験申込方法

- ※ 同一試験日の職種の併願はできません。
- ※ 受験票を受領後、内容を確認し、最近3ヶ月以内に撮影した本人の写真1枚（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm）を所定の場所に貼って、試験の当日必ず持参してください。受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

(1) 以下の申込ページからインターネットにより申込を行ってください。

かんたん申請・申込システム：

<https://www.task-asp.net/cu/eg/lar072028.task?app=202400227>



左の二次元コードをスマートフォンから読み取ることで簡単に申込ページを表示することができます。

申込後、土日祝日を除いた3日間以内に、受験番号の通知のメールをメールアドレスに送信します。

※ 3日間を過ぎても受験番号の通知のメールが届かない場合は、必ず会津若松市役所人事課にご連絡ください。

(2) インターネットによる申込が出来ない場合は、会津若松市役所総務部人事課に問い合わせてください。

7 合格者の採用

合格者は、採用候補者名簿に登載され、原則として令和7年4月1日以降順次採用します。

ただし、欠員状況等により、本人の意向を確認の上、令和6年度中に採用する場合があります。

なお、受験資格を欠くことが明らかになった場合（欠格事項に該当することになった場合など）は、採用されません。また、採用候補者名簿に登載されても、欠員等の関係から採用されないこともあります。採用候補者名簿の有効期限は1年間です。

※ 保育士の採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用試験の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し、特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

8 待遇

(1) 給料

令和6年4月1日現在	職務経験等を有する方は、その経験等によって給与が増額調整される場合もあります。
月額 182,400円（短大新卒の場合）	
月額 169,900円（高校新卒の場合）	
諸手当	期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当 等

(2) 勤務時間・休暇等

勤務時間	午前8時30分～午後5時15分	勤務時間及び休日は、配置先により異なる場合があります。
休日	土・日曜日、国民の祝日、年末年始	
休暇	年次有給休暇 20日/年 付与、特別休暇、介護休暇 等	
福利厚生	共済保険、厚生年金	

- (3) 保育士の給与モデル
本モデルには、給料の他、期末・勤勉手当等を含みます。また、短大等を卒業後、前職が全て保育士だった場合を想定しています。)

- 短大新卒で採用された場合

	モデル年収（見込額）
採用時	2,766,000円
5年目	3,559,000円
10年目	4,129,000円
15年目	4,927,000円

- 24歳で採用された場合

	モデル年収（見込額）
採用時	3,168,000円
5年目	3,880,000円
10年目	4,358,000円
15年目	5,277,000円

- 28歳で採用された場合

	モデル年収（見込額）
採用時	3,429,000円
5年目	4,142,000円
10年目	4,564,000円
15年目	5,478,000円

- 32歳で採用された場合

	モデル年収（見込額）
採用時	3,621,000円
5年目	4,381,000円
10年目	5,249,000円
15年目	5,691,000円

9 その他

- (1) 本試験は、市民の方々の貴重な税金を使って実施します。試験を申し込まれた方は、必ず受験されるようお願いいたします。
(2) 申込時に提出された書類は、一切返却いたしません。
(3) その他、不明な点は会津若松市役所総務部人事課にお問い合わせください。

会津若松市役所総務部人事課人事グループ
(追手町第二庁舎2階)

〒965-0873 会津若松市追手町 2番41号

TEL 0242 (39) 1213 内線 2247

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2013060600019/>

